

特 記 仕 様 書

1. 除草日程について、次のとおり実施すること
 - ☐ 7月上旬（平地部）に1回目の除草を実施すること
 - ☐ 8月上旬から8月中旬（全体）に1回目の除草地を含めた全体の除草を実施すること（2回目）
 - ☐ 除草する箇所については別図を参照すること
2. 漂着ゴミや除草した草は適切に処理すること
3. その他、明記なき事項や仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議の上、その指示に従うこと